D2602 全学認証基盤認証接続規程

国立情報学研究所 学術情報ネットワーク運営・連携本部  
高等教育機関における情報セキュリティポリシー推進委員会

**改定履歴**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日付・文書番号 | 改定内容 | 担当 |
| 2016年2月5日  D2602 | 新規作成 | 曽根秀昭（東北大学、高等教育機関における情報セキュリティポリシー推進部会主査）  岡部寿男（京都大学）  佐藤周行（東京大学）  野田英明（国立情報学研究所） |
| 2024年3月26日  D2602 | D系列に対応 | 高等教育機関における情報セキュリティポリシー推進委員会事務局 |

本文書の内容についてのご質問、ご意見は以下まで電子メールにてお寄せください。

sp-comment[at]nii.ac.jp　（[at]を＠に置き換えてください）

担当者の所属は改定当時のものです。担当者への直接のご質問はご遠慮ください。

D2602-01（目的）

第一条　この規程は、全学認証基盤運用管理規程第9条の規定に基づき、A大学全学認証基盤（以下「本基盤」という。）の認証接続に必要な事項を定める。

D2602-02（定義）

第二条　この規程において使用する用語は、A大学全学認証基盤運用管理規程（以下「運用管理規程」という。）において使用する用語の例による。

D2602-03（認証接続）

第三条　全学情報システムもしくは部局情報システムを認証接続するときには、当該システムに係る部局技術責任者が、当該システムの認証接続に係る認証接続責任者となり、別に定める手順に従い、利用目的及び認証接続において提供される情報の利用範囲を明示した上で、部局総括責任者を通して運用責任者へ認証接続申請し許可を受けなければならない。なお、運用責任者があらかじめ指定する範囲においてはこの限りで無い。

２　運用責任者は、前項の申請で許可した認証接続又はあらかじめ指定する範囲の認証接続において、属性情報として個人情報が提供される場合には、当該認証接続システムと個人情報の利用目的を当該認証接続に係る利用者に通知しまた学内公表する。

３　認証接続責任者は、認証接続の許可を受けたときあるいは認証接続したときには当該認証接続システムおよび当該認証接続に係る利用者の範囲、利用方法を部局総括責任者に報告し、また当該認証接続に係る利用者に通知しまた学内公表する。

４　認証接続申請の内容に変更があるときにはあらかじめ申請と許可の手続きを行う。

５　認証接続責任者は、認証接続の必要がなくなったときは遅滞なく運用管理者へ認証接続の廃止を届けなければならない。

６　運用責任者は、認証接続の運用に支障を発見したときは、認証接続の一時停止あるいは制限を行うことができる。この場合に、支障が除去されたことが確認された後，速やかに復帰を行うものとする。

備考：接続申請の申請書・許可書の項目として、以下のものが考えられる。接続責任者、利用目的、利用予定期間、接続する本基盤の統合認証システム、接続する情報システム・接続方式・通信方式、情報システムの運用者、情報システムが提供するサービス、対象となる利用者、利用方法、提供を希望する属性情報と範囲、属性情報の利用目的と利用範囲、情報システムの運用管理（情報セキュリティ対策，個人情報保護）ポリシー，情報システムの技術担当者等。  
本基盤が提供する連携方式，通信方式（暗号化）、接続が許可される情報システム／サービスと属性情報の範囲のガイドライン、接続の技術的手順書も情報システム管理者向けに用意することが望ましい。

備考：　部局が契約する学外の情報サービスのシステムとの認証接続においても、部局情報システムとして扱いは同じである。

D2602-04（認証接続責任者の義務）

第四条　認証接続責任者は認証接続の安定な運用に協力しなければならない。

２　認証接続責任者は、認証接続により提供される情報の利用範囲が許可を受けた申請の利用目的及び利用範囲を逸脱しないよう必要な措置を講じなければならない。また、情報セキュリティ対策と個人情報保護に努めなければならない。

D2602-05（包括的接続）

第五条　複数の情報システムについてこれらを特定して一括することにより、第三条の手続きを包括的に行って、各々の情報システムごとの手続きを省略して接続することができる。

備考：電子ジャーナルサービスパッケージを想定している。

２　接続責任者は、包括的接続に一括される情報システムの変更の通知を受けたときには、その影響を判断し、そのことを対象となる利用者に通知しまた学内公表しなければならない。

D2602-06（属性情報の提供）

第六条　本基盤が接続システムへ提供できる属性情報は運用管理者が別に定める。

２　学外へも提供できる属性情報は運用管理者が別に定める。

３　情報システムとの接続において、接続責任者は利用に必要でない属性情報を提供することのないように適切に運用管理しなければならない。

D2602-07

第七条　情報システムとの接続において、属性情報の提供は利用目的の通知または公表に対する利用者の本人同意を確認しなければならない。

２　本人同意において次回以降の同意を省略することの意思表示が事前に本基盤の操作においてあった場合には、接続システムと提供する属性情報に変更がなければ、省略することができる。

D2602-08（雑則）

第八条　この規程に定めるもののほか、本基盤の接続に関し必要な事項は、別に定める。